

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

営繕課

1 提案の内容

提案事項名	鳥取県所有建築物維持管理指針の策定及び清掃・設備管理業務等役務調達における総合評価型入札制度の導入
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第6項（建築物維持管理分野）に基づく鳥取県所有建築物維持管理指針を策定してはどうか。 指針保全のための清掃業務及び設備管理業務等役務調達における総合評価型入札制度を導入してはどうか。 <p>【提案に至った理由】 入札参加資格格付実施のない状況下における適格業者判定入り口論</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例 · 規則 · 要綱要領等 · 國の規制 · その他 (特になし)
規制の名称	
規制の内容	

3 対応方針案

方針案区分	対応済み 見直し・現状維持・継続検討・対応不可・ その他 (周辺環境の変化に応じ対応を検討)
方針案の内容	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県所有建築物維持管理指針の策定→対応済み 現状：維持管理の方針を含む「鳥取県県有施設中長期保全計画」を策定済み。 清掃・設備管理業務等役務調達における総合評価型入札制度の導入→現状維持 現状：以下の参加要件を満たす制限付一般競争入札を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 業務内容に関する国家資格等を有する者の配置 同種実績を有する者 県内に本店、支店を設置している者、あるいは県税を納入している者
理由等	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の品質確保の促進に関する法律では、「建物の工事完成後に適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、その品質を将来にわたり確保されなければならない。」とされており、平成29年2月にその主旨を踏まえた「鳥取県県有施設中長期保全計画」を策定し、維持管理の方針を定めている。 《周知の経緯》 <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会報告（平成28年度2月議会） 地元紙（日本海新聞）の記事として大きく取り上げられた（H29.2.28） とりネットホームページで公開（H29.5.8） 《周知拡大の為の今後の方策》 <p>今後発注する清掃・設備管理業務の「業務仕様」には、当計画の方針に関する業務である旨を明記する。</p> 業務の品質確保については、国家資格者の配置や同種業務の実績を求めた制限付一般競争入札を実施しており、総合評価方式入札制度の導入は、現状では不要。 《その他理由》 <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の入札制度は、入札参加資格の審査及び入札時に必要な書類が多く、入札参加者に多大な時間と労力を強いることとなり、かえって入札を制限することとなる。 入札件数に比して、現行の電子入札システムに多大な改良費用が必要となり、費用対効果が少ない。

備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	建築物の維持管理の品質向上のために新たに導入すべき要件等が確認された場合、適宜入札参加資格等要件を見直す。
-------------------------------	---

入札種別について

一般競争入札方式

- ・入札参加資格を有する者のうち、参加を希望した者で価格競争を行わせる方式。
機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公平性及び経済性を最も確保することができる方式

制限付一般競争入札方式

- ・本店の所在地、施工能力、技術者等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたすべてのものを当該入札に参加させ価格競争を行わせる方式。

指名競争入札方式

- ・発注者が指名を行った者で価格競争を行わせる方式
一般競争入札と比べて、不良・不適格業者を排除することが容易である。
受注の偏りの排除など公平性の確保に留意する必要がある。

総合評価落札方式

- ・施工者の能力により品質に大きな影響が生じる工事、業務等において、品質確保のために価格と性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式。
施工能力の乏しい者が落札することによる、品質の低下や工期遅れ等の防止が期待できる。
他の方式に比べて入札参加者の事務負担が増えるため、過度な負担とならないように配慮する必要がある。

鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部、各総合事務所県土整備局又は各県土整備事務所が発注する建設工事の落札者を総合評価競争入札（落札者決定の基準を数式等により明確にしたもので、本県独自に行うものをいう。以下同じ。）により決定する場合について、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日第200500002083号鳥取県県土整備部長通知。以下「電子入札執行要領」という。）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的な事項等について）及び当該入札に係る調達公告（以下単に「調達公告」という。）で規定するものほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が250万円以上の建設工事で発注機関が選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事については、対象工事から除くものとする。

(1) 発注工種をほ装一般、土木解体、しゅんせつ工事、さく井工事又は鋼構造物一般とする建設工事。

(2) 前号に掲げるもののほか、発注機関が総合評価競争入札によることが適当でないと認めた建設工事。

3 発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般の建設工事については、鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200205027号総務部長通知）に定めるところによる。

(総合評価方式の選定)

第4条 発注機関は、総合評価競争入札により落札者を決定する場合には、対象工事の難易度、規模、地域性等を考慮して、次の各号のうちいずれかの方式を選定するものとする。

(1) 技術提案評価型

落札者決定の決定に際して会社や配置技術者の工事成績等の評価に加えて、施工上の工夫等技術提案を求めるものをいう。

(2) 地域密着型

小規模工事、工事成績評定対象外の維持修繕工事等を対象として、会社の同種工事実績や地域性等により総合評価競争入札を行うものをいう。

(3) 簡易評価型

前2号の対象とならない工事について、数式等により明確にした基準により総合評価競争入札を行うものをいう。

(落札者の決定基準)

第5条 総合評価競争入札の落札者は、対象工事の予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で、当該者の提示した入札書及び提出資料に基づき、次の方法により採点評価し、その点数が最も高いものとする。

(1) 算定式

合計点=入札価格点数+施工能力点数+技術提案点数

（技術提案点数は技術提案評価型を選定した場合に評価対象とする。）

(2) 総合評価方式別の評価項目

ア 技術提案評価型

評価 項目	入札 価格 点数	施工能力点数								技術提案 点 数	合計点		
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力				地域 点	資格停止 (減点項目)				
		工事 成績	同種工事 実績	工事 成績	同種工 事実績	資格	C P D						
配点	60	5	5	6	2	2	1	4	0	20	104		

イ 地域密着型

評価 項目	入札 価格 点数	施工能力点数								合計点	
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力				受注額	地域点	資格停止 (減点項目)	
		同種工事実績	資格	C P D							
配点	90	1	1	1	1	1	1	4	0	98	

ウ 簡易評価型

評価 項目	入札 価格 点数	施工能力点数								合計点		
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力				受注 額	地域点	資格 停止 (減点項目)		
		工事 成績	同種工 事実績	企業 経営	工事 成績	同種工 事実績	資格					
配点	60	15	5	3	5	2	2	1	4	4	0	101

2 落札者を決定する場合の評価方法、採点基準、その他落札者の決定に必要な事項については、別に県土整備部長が定めるものとする。

(失格基準)

第6条 総合評価競争入札において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 加点となる評価項目が、第8条第1項及び第2項に規定する応募書類等又は第10条第1項前段の審査により確認できないとき。
- (2) 次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準価格を下回る価格で入札したとき。

請負対象設計金額	基準価格
250万円以上2億円未満	鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領(平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知。以下「価格設定要領」という。)第6条の規定に基づき算出された価格
2億円以上	鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成9年12月10日付管第798号土木部長通知。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。)第4条第2項の規定に基づき算出された価格

(調達公告)

第7条 対象工事に係る調達公告を行う場合は、総合評価競争入札によることを当該調達公告に明記するものとする。

(応募書類等の提出)

第8条 入札参加者は、調達公告に定める入札に参加するために必要とされる書類等を発注機関に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札により総合評価競争入札を行う場合の書類等の提出については、電子入札執行要領に定めるところによる。

3 応募書類等の作成等に要する費用は入札参加者の負担とし、提出された応募書類等は返却しない。

(開札)

第9条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、総合評価競争入札において入札書を開札したときは、その入札状況（応札者、入札価格、第5条第1項第2号に規定する評価項目毎の評価点数及び落札予定者をいう。）を入札参加者全員に通告した上で落札の決定を保留する。ただし、電子入札の場合にあっては、当該通告に替えて、入札参加者全員に落札の決定を保留した旨の通知を電子入札システムにより送信するものとする。

(入札参加資格の事後審査)

第10条 発注機関は、総合評価競争入札を制限付一般競争入札により行うときは、当該入札（以下「総合評価制限付一般競争入札」という。）の開札の後、次に掲げる者（以下これらの者を「評価基準者」という。）について、当該入札案件に係る調達公告で示した入札参加者の条件（以下「資格条件」という。）を具備しているか否かの審査を行うものとする。

評価基準者が資格条件を満たさない場合は、その者を失格とし、評価基準者がすべて確定されるまで審査を行うものとする。この場合において、当該資格条件の審査に疑義があるときは、その内容について資格審査委員会の意見を聞くことができる。

- (1) 最低の入札価格を提示した者（第6条第1号及び第2号に該当する者を除く。）
 - (2) 会社工事成績が最も高い者
 - (3) 配置技術者の工事成績が最も高い者
- 2 前項前段の審査（以下「資格事後審査」という。）は、総合評価制限付一般競争入札の開札の日から起算して4日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの場合に該当する資格事後審査については、この限りでない。
- (1) 鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領に規定する低入基準価格を設けた入札案件において、低入札価格調査を実施する必要があるとき。
 - (2) 談合のおそれのある入札案件について、談合の事実調査を行う必要があるとき。
 - (3) その他入札執行者が直ちに落札決定を行うのは適当でないと認めたとき。
- 3 発注機関は、資格事後審査の後、第5条に規定する評価方法に基づき算定した者の中から評価点数の最も高い者が資格条件を具備しているか否かの審査を行う。この場合において、その者が資格条件を満たさない場合はその者を失格とし、次に評価点数の高い者を審査し、資格条件を具備する者のうち評価点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うものとする。
- 4 発注機関は、前項の規定に基づく審査の結果、評価点数の最も高い者が確定したときは、当該者を落札予定者とするものとする。
- 5 入札執行者は、入札参加者の評価点数及び落札予定者を記載した一覧表を作成するものとする。

(入札状況等の公表)

第11条 入札執行者は、第9条の規定により落札決定を保留したときの入札状況及び前条第4項の規定による落札予定者を確定したときの入札状況を入札情報ホームページに登録し、公表するものとする。

(入札結果に係る異議申出)

第12条 当該入札の入札参加者は、入札結果（評価点数）に疑義があるときは、原則として開札日の翌日（休日を除く。）の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求めることができる。

- 2 発注機関は、前項の規定による説明（以下「異議申出」という。）を求められたときは、速やかに回答するものとする。この場合において、発注機関は必要があると認めるときは、資格審査

鳥取県県有施設中長期保全計画（知事部局主要施設）

目的 知事部局が所管する主要な施設について、今後必要となる改修の時期と所要経費を分析し、計画的かつ適切に維持管理を行うことで施設の長寿命化を図り、中長期的な改修経費を削減する。
対象 施設面積合計が1,000m²以上の大規模施設61施設及び床面積合計が500m²以上の集客施設7施設
計画期間 2017（平成29）年度から2041（令和3）年度までの25年間
計画の立場付 鳥取県公施設等総合管理計画の下位計画として、個別施設毎の具体的な保全計画を示す。

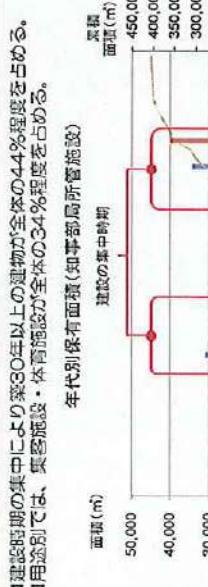
計画の目的 (P2~)

- 建物のライフサイクルコスト（生産経費）を削減するためには、中長期的な視点に立ち、保全費、修繕費、選用費など維持管理コストの削減が重要。
- 施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修理を行う管理手法

予防保全

- 建設期間の集中により采光30年以上の建物が全体の34%程度を占める。

現状 (P4~)



課題 (P11~)

- 改修実習開始の集中で2017年から25年内に必要な改修・更新費用は、年平均で約41億円と推計される。



事後保全

- 施設を早期段階に予防的な修繕を実施するることで機能の保持・回復及び施設の長寿命化を図る管理手法

計画方針 (P13~)

- 施設機能に不具合が生じてから修理を行うことによる問題が多いために修繕範囲を拡大させ、建物や設備の寿命を縮めている例が多い。

計画方針 (P13~)

基本方針

- 安全の確保

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

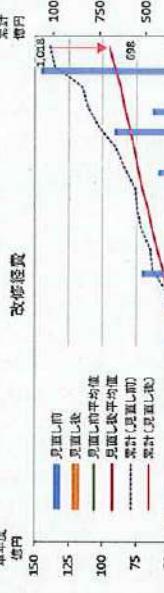
・

・

・

実施計画 (P2~)

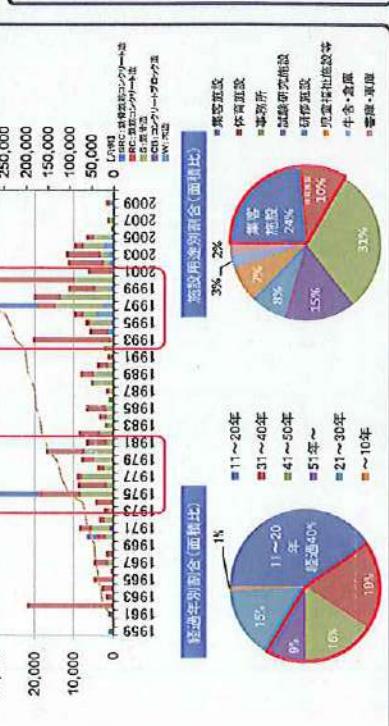
- 予防保全を主体とし、今後25年内に必要な改修経費を算出し、建物の長寿命化に改修経費の削減・平準化を図った実施計画を策定。



- 見直し前と見直し後、見直し前の平均値と見直し後の平均値との比較。年平均で約13億円(1.01億円→2.8億円)の改修経費削減が期待できる。

実施計画推進上の課題 (P2~)

- 見直し前の計画と比べ、知事部局が所管する主要68施設において、年平均で約1.01億円(1.01億円→2.8億円)の改修経費削減が期待できる。
- 改修計画の実施には、年々の経費増加による被災リスクがある。特に、天井・窓枠による漏洩等が発生する被災リスクがある。
- 未利用施設の改修が緩慢で少ない施設は、経年劣化が進行し、安全面で問題があるほか、既存管理質など整備的な経費が癡んでいる例がある。
- 関係会社への対応による保全手続の改正に伴い既存不適合となる施設について緊急的な対策が必要な施設がある。
- 施設機能の確保など安全性の確保に対する事後保全が主であり、結果的に修繕範囲を拡大させ、建物や設備の寿命を縮めている例が多い。
- 未利用施設の改修が緩慢で少ない施設は、経年劣化が進行し、安全面で問題があるほか、既存管理質など整備的な経費が癡んでいる例がある。
- 施設機能の改修工事が特定年の年度によって運営に大きな影響を与える場合がある。大規模改修は、支障を及ぼす可能性があるため長期的な計画が必要。
- 施設機能の改修工事は、施設の耐用年命に底渡した結果、維持管理・修繕に掛かる経費が高まり、建物の寿命を縮めたり、ライフサイクルコストの増大に繋がっている例がある。



県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

会計指導課

1 提案の内容

提案事項名	鳥取県会計規則第129条に定める最低制限価格設定領域の改定
	鳥取県会計規則第129条に基づく建物管理業における最低制限価格設定領域(予定価格の3分の2~10分の8)を引き上げ、並びにそれに伴う施設管理調達最低制限価格制度の改定
提案内容	<p>【提案に至った理由】 予定価格は概ね設計予算そのものであり、設計予算は国土交通省建築保全業務労務単価基準のはずである。慢性的人手不足が深刻化する業態の中には、この領域での設定で最低賃金を守ることさえ容易ではない。</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	最低制限価格
規制の内容	地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格は、予定価格の10分の8から3分の2の範囲において、その都度契約権者が定める。

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他(周辺環境の変化に応じ対応を検討)
方針案の内容	<p>最低制限価格の設定範囲を現状のとおりとする。 ただし、落札率の推移を長期的に注視しながら、実態と乖離する状態になれば再検討する。</p>
理由等	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度及び平成29年度の清掃業務委託(予定価格500万円以上)に係る落札率(落札額/予定価格)の平均は89.9%、また、落札率が90%を超える件数の割合は57.2%となっており、落札額の多くは、最低制限価格設定領域の上限(8/10)より10%以上高い落札率になっている。このため、上限を引き上げてもほとんど影響がない。 予定価格は、国の基準の労務単価・諸経費率に基づいて積算している。
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<ul style="list-style-type: none"> 建築保全業務労務単価の清掃員の時間単価 1,062円*(平成29年度) 鳥取県の最低賃金 715円(発効年月日:H28.10.12) ※清掃員の時間単価: 清掃員Cの日額から算出(8,500円/8時間) 最低制限価格制度は、価格を落とすことで質を落とす入札者を自動的に排除できるが、コスト削減に取り組み低価格で落札可能な事業者をも排除しかねず、また、そうなった場合は、県に財政上の不利益をもたらすこと懸念されるため、最低制限価格の引上げについては慎重な対応が必要である。

最低制限価格制度について

○ 最低制限価格制度の概要

項目	内容
落札者の決定の方法	<p><u>① 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき</u></p> <p>①、に該当する場合は、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもつて申し込みをした者のうち最低の価格を持って申し込みをした者を落札者とすることができる。</p> <p>※最低制限価格の設定基準（県会計規則第129条） 予定価格の10分の8から3分の2の範囲において契約権者が定めた額</p>
地方自治法上の根拠	地方自治法施行令第167条の10第2項
対象	「工事又は製造その他についての請負」 ※1 物品の調達は、対象外

※2 本県では、建設工事は要領により、設計金額250万円以上4億円未満の建築一般、250万円以上2億円未満の建築一般以外の発注工事に適用することができる。

○適用例

- 印刷物請負契約（予定価格20万円以上のオフセット印刷を対象）
- 看板制作業務（予定価格100万円以上の看板、広告塔、広告板を対象）
- 施設管理（清掃・警備・植栽管理、電気・電話・空調等運転・保守（目安100万円以上））
- 森林整備事業等

○参考

◆地方自治法施行令抜粋

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）
第一百六十七条の十

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申し込みをした者のうち最低の価格をもつて申し込みをした者を落札者とすることができる。

◆県会計規則抜粋

（予定価格の制限価格）

第129条 令第167条の10第2項の規定による最低制限価格は、その予定価格の10分の8から3分の2の範囲において、その都度契約権者が定めるものとする。

清掃業務委託の入札に係る結果について（予定価格 5,000 千円以上）

平成29年5月11日
会計指導課

【平成29年度】

件数	最低制限価格			
	2/3	2/3超～8/10未満	8/10	平均
10	1件 (1.0%)	1件 (1.0%)	8件 (80%)	78.1%

件数	落札率			
	2/3以上～8/10未満	8/10超～9/10未満	9/10超～10/10	平均
10	1件 (1.0%)	3件 (3.0%)	6件 (6.0%)	90.0%

【平成28年度】

件数	最低制限価格			
	2/3	2/3超～8/10未満	8/10	平均
4	一件 (-%)	1件 (2.5%)	3件 (75%)	78.7%

件数	落札率			
	2/3以上～8/10未満	8/10超～9/10未満	9/10超～10/10	平均
4	一件 (-%)	2件 (5.0%)	2件 (5.0%)	89.7%

【平成28～29年度計】

件数	最低制限価格			
	2/3	2/3超～8/10未満	8/10	平均
14	1件 (7.1%)	2件 (14.3%)	11件 (78.6%)	78.3%

件数	落札率			
	2/3以上～8/10未満	8/10超～9/10未満	9/10超～10/10	平均
14	1件 (7.1%)	5件 (35.7%)	8件 (57.2%)	89.9%

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

道路企画課

1 提案の内容

提案事項名	イベント時の看板設置等に係る道路占用申請の簡素化
提案内容	<p>道路占用申請の手続き、添付図面の簡素化。</p> <p>【提案に至った理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手続きが煩雑、添付すべき図面（設置場所の写真、デザイン、地図、道路図など）が多い。同じものを3部も出す必要があり、コピー代や手間もばかにならない。 ○電柱や植栽への設置はダメ、なるべく道路ではなく民地に設置せよと言われるが、民地の所有者を調べて交渉するのはとてもない労力。 ○街中には申請せずに勝手に看板を取り付けていると思われる例も多い。「正直者がばかをみる」状況の改善を。 ○資料がそろっていないと指摘される。許可が出た際は郵送してくれないのでわざわざ取りに行く必要があり手間。

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	道路占用
規制の内容	道路法第32条第1項「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・ 継続検討 ・対応不可・その他()
方針案の内容	<p>○鳥取県においては、イベント時の看板設置等に係る道路占用申請手続きについては、従来から添付書類を安全確認上必要な最小限の以下図面等のみとして、手続きを簡素化しているが、今後も添付図面等についてさらに省略できないか検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置位置の分かるもの ・寸法・構造等の分かるもの <p>また、例えば、葬儀看板については、会館葬におけるもの（特定の場所で表示内容を変えながら、断続的に継続して設置されるもの）は同一の場所に、同一構造の物件を同一の設置方法で断続的に相当の日数に渡って占用する物件であることから、その都度、占用許可の対象とするのではなく、一定の期間を通じた占用許可（一括占用許可）としているところであるが、今後も、個別申請内容に応じた占用許可の手続の簡素化と柔軟な対応に努めることとする。</p> <p>○提出部数・・・2部（審査用1部、警察協議用1部）</p> <p>○許可証の受け渡し方法・・・窓口、郵送どちらでも対応可能。</p>
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可是、公共の目的のため又は他に代替可能な手段が無く真にやむを得ない場合に限り、許可しているもので、その可否判断に当たっては、占用しようとする物件が道路の構造・交通に著しい支障を与えないものであるかどうか等について十分に確認を行う必要がある。 ・占用しようとする物件に応じて必要となる添付図面等も異なるが、今回提案のあったイベント時の看板設置等に係る申請手続きについては、通常の許可物件と区別し、安全確認上必要な図面等のみ求めるとして、従来から手続きを簡素化している。 ・提出部数を1部とするためには、許可申請手数料の値上げ（警察協議資料作成のためのコピー代と事務費の相当額）を行う必要があり、2部提出をお願いしている。 ・許可を得ていない不法占有物については、道路管理パトロールを実施する中で発見し

	<p>た際、撤去及び適正な許可申請手続きを要請するなど、適宜、措置を講じているところであり、今後も引き続き不法占用の取締を含め、道路が常時良好な状態に保たれるよう管理に取り組んでいく。</p> <p>・なお、地域の活性化に資する事業であって、地域住民の同意を得たものとして市町村長の推薦を受けたイベント事業のために設けられる看板等については占用料を減免するなどしており、申請者の負担軽減も図っている。</p>
備 考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

道路占用制度の概要について

道路占用とは

○道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路上に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。

※地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置することも含まれます。

道路占用許可とは

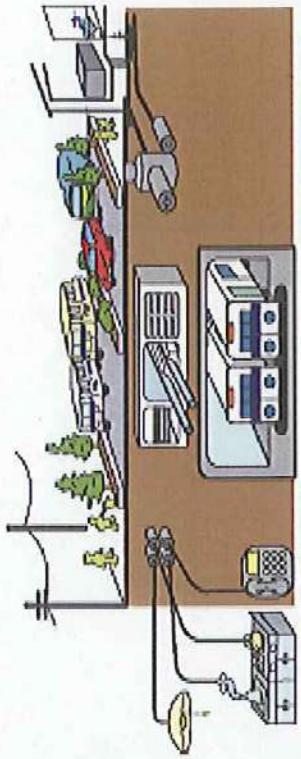
○道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者（※1）」の許可が必要になります。
(道路法第32条)

○占用の許可を受けた場合には、「占用料（※2）」が発生します。 (道路法第39条)

※ 道路は、一般の自由な通行を本来の目的としており、道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要になります。

※ また、許可を得るためにには、占用しようとする物件が道路の構造・交通に著しい支障を与えることなどが必要になります。

※1	国道	⇒ 国道事務所
	都道府県道	⇒ 都道府県又は政令市が管理する国道の場合にはそれぞれの土木事務所
	都道府県道	⇒ 都道府県又は政令市の中の土木事務所
	市町村道	⇒ 市町村役場



水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱及び
電線等を道路上に設置するとき

※2 道路法施行令（別表）により定められています。地方公共団体の条例により、別途定められておりますので、国の占用料とは異なることがあります。

様式第五（第四条の三関係）

道路占用	許可申請	書	新規	更新	変更	()	
協議						年	月	日

様

平成 年 月 日

住所

氏名

担当者

TEL

印

道路法 第32条 の規定により 許可を申請します。

第35条 協議

占用の目的				
占用の場所	路線名			車道・歩道・その他
	場所			
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件の構造	
	平成 年 月 日まで			
工事の期間	平成 年 月 日から	間	工事実施の方法	
	平成 年 月 日まで			
道路の復旧方法			添付書類	
備考				

記載要領

- 「許可申請」、「第3.2条 及び「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。
協議」 第35条 協議」

- 2 新規 更新 変更 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。

- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 7 保安施設図を添付すること。

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

緑豊かな自然課

1 提案の内容

提案事項名	自然公園法に基づく工作物設置許可申請の簡素化
提案内容	<p>国立公園の特別地域での工作物設置許可申請の手続や添付書類の簡素化。</p> <p>【提案に至った理由】 自然公園法で保護区域に指定されている場所でイベントを開く際、仮設テントを設置するだけでも工作物設置許可が必要。テントの図面添付も義務付けられており、煩雑。</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・ 国の規制 ・その他()
規制の名称	「国立公園の許可、届出等の取扱要領」 (H15.3.31 付環自国第130号環境省自然環境局長通知)
規制の内容	自然公園法 20条(21条、22条)第3項の規定による国立公園内特別地域(特別保護地区、海域公園地区)内における工作物の新(改、増)築許可申請に係る取扱い

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	国立公園の特別地域での工作物設置に当たっては、国の取扱要領で、平面図・立面図・断面図、構造図、及び意匠配色図を添付することとなっているが、本県では、独自の取り組みとして、仮設テントであれば、図面の代わりにカタログの写しや実物写真でも可とするなど、既に提案のご趣旨に沿った見直しを行っている。
理由等	<p>傑出した自然の風景地の保全や、その国立公園を訪れる他の利用者との均衡のため、工作物設置にかかる許可・届出制度は必要である。</p> <p>ただし、当県の国立公園の「②特別地域」の仮設物の許可是、法定受託事務として知事権限となっており、仮設テントであれば、図面の代わりに当該テントのカタログの写しや実際にテント設営した際の写真でも可とするなど、県独自の添付書類の簡素化を行っている。</p> <p>ただし、この取扱いが県民・事業者に周知できていないことから、具体的な許可事例を示し、各生活環境事務所で周知する。</p> <p>【国立公園の主な区分】</p> <p>① 特別保護地区（例：大山山頂のキャラボク、尾瀬湿原など） 公園の中で特に優れた自然景観、原始状態を保持しており、特に保護の必要な区域 自然環境に及ぼす影響が大きいため、イベント開催自体、許可の対象とならない。</p> <p>② 特別地域（例：鳥取砂丘の駐車場周辺） 特別保護地区に準ずる景観を持ち、その保護や維持が必要な地域。イベント実施の際に仮設テント等を設営する場合、事前に許可申請又は届出が必要。</p> <p>③ 普通地域 ①、②に含まれない地域で、公園区域とその他区域の緩衝区域の位置付け。 イベント実施の仮設テント設置については、許可申請や届出は不要。</p> <p>【背景等】 国立公園でのイベント参加を目的とされる方のほかに、人工物のない自然本来の景観を目的として来訪される方へも配慮が必要。 イベントと自然景観の双方が共存できるよう、自然景観への影響が最小限となる基準を設け許可の判断を行っているものであり、申請書に仮設物の大きさ・色彩・数量</p>

	<p>等のわかる資料を添付していただく必要がある。</p> <p>【参考】</p> <p>地域振興を図る観点から、平成18年に自然公園法施行規則が改正され、「特別地域」の一部について、地域の活性化を目的とする自然を活用した催事については、許可申請ではなく、事前の届出のみで実施が可能となっており、手続きがより簡易となっている。</p>
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	なし

国立公園の保護

国立公園のすばらしい自然を守り、今の姿をそのまま後世に引き継ぐことは、今生きている私たちの責任です。

そのために、国立公園では、自然の風景とその基盤となる豊かな生物多様性を守るために一定のきまりを定めています。また、傷ついた自然を回復させるための努力や、増えすぎたシカの対策、外来生物の対策など、いろいろなことを行なっています。



サンゴを食べるオニヒトデの駆除

自然を保護するための取組み

自然を保護するために行なわれていることを、いくつか紹介します。



行為の規制

国立公園の中では、自由に建物を建てたり、木を切ったりするなど、自然の風景を変えるようなことは、自然公園法で規制されています。特に大切なところ(特別保護地区)では、植物や昆虫の採集はもちろん、たき火をしたり、落ち葉を拾うこともできません。



自動車などの乗り入れの規制

ウミガメが卵を産みに来る砂浜や、貴重な植物の生育地などは人為による影響をとても受けやすい地域です。そのような地域を指定して野生生物の生息・生育環境などに悪影響を与えないように、自動車、スノーモービル、モーターボートなどが入ることも規制しています。



マイカーの規制

たくさんの自家用車による排気ガスで道路沿いの木が枯れたりすることを防いだり、車の渋滞を解消するためマイカーの利用を規制し、バスなど限られた車だけで人を運ぶようにしています。富士山、上高地、尾瀬、屋久島など、利用者の集中する国立公園で行なっています。



自然再生

国立公園の中にも、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことが必要な場所があります。そこでは、地元の人々や専門家と協力して調査・対策・モニタリングを繰り返しながら、湿原を回復させたり、森を元の植生に戻したりと、自然生態系の健全性を取り戻す活動を行っています。



美化清掃

自然の中に残されたゴミは、見た目が汚いだけでなく、動植物の生態にも悪影響を与えます。ゴミは自宅まで持ち帰るのが原則ですが、捨てられたゴミを片づけたり、トイレのし尿をきちんと処理し、施設を清潔に保つことも、大切な仕事です。国立公園の美化清掃のために、多くの人たちが働いています。



民有地の買上

日本の国立公園は、その中に民有地が多く含まれています。このようなところではいろいろな行為にきびしい規制を加えるのはむずかしいので、自然の大好きなところでは、民有地を買上げる制度があります。

みなさんに心がけてほしいこと

国立公園を訪れる“みなさん”もまた、自然をまもるパートナーです。国立公園の自然をまもるためにには、訪れる人の心がけもたいせつです。自然を傷つけないために、訪れる人は皆、少なくとも次のことを守ってください。

①ゴミは捨てずに自宅まで持ち帰る ②歩道をはずれて湿原などに入らない ③植物や動物を探らない

また、自然は、つねに美しく楽しい面だけを見せてくれるわけではありません。高い山への登山や海でのシュノーケリングなど、急な天候の変化や事故・災害などに対しては、それなりの準備と心がまえが必要です。



地種区分

特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。
海中公園地区	熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や、海底地形が特にすぐれている地区。
普通地域	特別地域や海中公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海中公園地区と公園区域（バッファーゾーン）といえる。

- 2 国立公園又は国立公園の整備事業ににおける整備事業については、その事業内容が公團計画に基づく公園事業に準じたものとなるよう事業者を指導すること。
- 3 都道府県立自然公園内における整備事業については、その事業内容が公園計画に基づく公園事業に準じたものとなるよう事業者を指導すること。
- 4 1及び2に係る事業者に対しては、別途運輸省により事業内容等について、輸送事業実施前年の10月前旬までに、国立公園にあつては園長に指導するよう指図されていること。

第3章 行為許可、届出

第1節 許可、許可、届出等取扱要領

○「国際観光レクリエーション地区（国際交流村）

施設整備事業について

〔平成元年3月1日 環自保第7号
各都道府県環境自然保護局長通知
理財長通知〕

運輸省では、国際観光モデル地区に指定された地域において、外客を誘致し、地域住民との幅広い交流を図るための施設（国際観光レクリエーション地区（国際交流村））の整備について、本年度より補助を行うことになった。今般、国際交流村の取扱については、運輸省と下記のとおり調整を行つたので、国立公園内で当該事業が計画されている場合には関係部局と十分な調整を図られたい。なお、都道府県自然公園担当部局には別途通知したので念のため申し添える。

記

- 1 国際交流村は、原則として国立・国定公園区域を運行するものとする。
2 やむをえず、国立・国定公園区域にかかる場合には、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 交流広場、駐地、キャンプ場などの施設については、原則として公園事業にふさわしい内容とし、特別地域にかかるものについては、公園事業に位置づけること。
(2) 前項にかかる事業主体は、補助金交付要望に際して、国立公園にあつては国立公園管理（官）事務所、國定公園にあつては都道府県自然公園担当部局と連絡・調整をすること。
(3) 運輸省は、補助金交付要望を有する地方公共団体に対し、前記趣旨を周知させるものとする。

○国際観光レクリエーション地区（国際交流村）施設整備事業について
〔平成元年3月1日 環自保第7号
各都道府県自然公園担当部局長通知
理財長通知〕

様式第1(1)

特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内
工作物の新（改、増）築許可申請書
自然公園法第20条（第21条、第22条）第3項の規定により 国立公園の特別地域
(特別保護地区、海域公園地区) 内における工作物の新（改、増）築の許可を受けたく、
次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所
(法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名（押印又は署名）)

環境大臣 謹
(○○地方環境事務所長 様)

目	的
場	所
行	為地及びその状況
工	作物の種類
施	敷地面積
行	規模
方	構造
方	主要材料
法	外部の仕上げ及び色彩
法	関連行為の概要
施行後の両辺の取扱	
予	着手
定	年 月 日
備	考

(備考)

1添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1：2万5000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1：1000以上の修景図

- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
2注意

- (1) 申請文の「国立公園」の箇所には当該国立公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- (3) 「場所」欄には、都道府県、市町村、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深（干潮）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支撑木の伐採、支柱となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (6) 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有關係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の姓名又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〈別紙1〉

鳥取砂丘特別地域内におけるイベント等概要書

イ ベ ン ト 名	
イ ベ ン ト 実 施 者 の 住 所 及 び 氏 名	
目 的	
場 所	鳥取市浜坂町地内 ・ 鳥取市福部町 地内
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	
行 為 の 概 要	【 】
施 行 後 の 周 辺 の 取 扱	
予 定 日	着 手 平成 年 月 日
	完 了 平成 年 月 日
備 考	土地所有関係：借地（同意済）・自己所有地 他法令関係：森林法・道路法・文化財保護法 → 別途申請・申請中・許可済

添付書類：位置図（1/5,000 以上）、内容のわかる図面又はカタログ・実物写真など（構造図等で規格・配色などがわかるもの）、配置図又は写真

自然公園法施行規則（抜粋）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第 12 条 法第 20 条第 9 項第 4 号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

三十 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の 30 日前までに、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する 15 日前までに、その概要を、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に通知する旨

自然保護法（抜粋）

（特別地域）

第二十条

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等（第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

住まいまちづくり課

1 提案の内容

提案事項名	とっとり住まいの支援事業補助金の申請書類等の見直し
提案内容	<p>とっとり住まいの支援事業補助金について、一般県民が申請しやすいよう、書類の様式や方法を改めていただきたい。</p> <p>【提案に至った理由】</p> <p>数年前のことですが、木の住まい助成制度（現在「とっとり住まいの支援制度」）を個人で申請した際、非常に煩雑な手続きでした。森林組合に県産材を使っている証明書をもらいに行き、書類には建築関係の専門的な数字も書く必要がありました。</p> <p>多くは建築会社が申請してくれますが、建築会社には何のメリットもないでの、場合によっては素人である個人が申請するケースもあります。窓口で「普通は建築会社がやってくれますよ。」と言われましたが、この制度 자체は、あくまで個人を対象としたものではないでしょうか。</p> <p>せっかくの制度なので、一般県民が申請しやすいよう、書類の様式や方法を改めてはどうかと思い、提案させていただきました。</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他()
規制の名称	とっとり住まいの支援事業補助金交付要綱
規制の内容	

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	提出を求める書類は、補助事業の適正化を実現したうえで、必要最小限なものとなるよう、これまでも、書類の簡素化、必要書類を示した申請の手引きの作成・公開、申請様式への説明記載など、申請しやすい環境づくりに取り組んでいる。 なお、補助事業の適正化の確保を念頭に置きつつ、県産材使用明細の様式の見直し等、より一層、簡素化が実現できるよう検討していく。また、申請書の記入例をホームページに添付し、申請者が記入しやすいようにする。
理由等	
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	

あなたの住まいづくりを応援します。

県産材支援、子育て世帯支援、三世代同居等支援など

家を
建てたいけど、
資金が…

子どもが
産まれるけど
今の借家は狭くて

県産材を
ふんだんに使った
家がいいな…

昔から
お世話になっている
大工さん、左官さんに
つくってほしい…

やっぱり
木の住まい
がいいなあ…

今の家は古くて
地震の時に
心配…



平成28年度 とつとり 住まいいる 支援事業



住宅を 新築 される方

- 県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- 独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること
- 平成28年度内に着工し、平成30年1月末日までに完成することなど

一定の要件を満たす住宅を建設又は購入される場合

最高 100 万円 を助成します。

住宅を 改修 される方

- 県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- 県産材を構造材・下地材で0.3m³以上又は内・外装の仕上げ材で見付面積1m²以上使用すること
- 自ら居住・所有する戸建て住宅又は共同住宅であること
- 平成28年度内に着工し、平成30年1月末日までに完成することなど

一定の要件を満たす住宅を建設又は購入される場合

最高 50 万円 を助成します。

平成28年度 とっとり住まいの支援事業の内容

県内事業者の施工により木造住宅を新築される方、一定量以上の県産材を使用して住宅の改修を行われる方に対し、建設資金の一部を助成します。

※受付件数には限りがあります。

※分譲住宅は、あらかじめ助成対象住宅として登録されていることが必要ですので、分譲住宅の建設事業者は施工前に登録申請を行ってください。

住宅を新築される場合 最大（上限）100万円／戸

1 県内事業者によって木造住宅を新築する場合、2万円（定額）を支援します。

- ①独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
- ②平成28年度内に着工し、平成30年1月末日までに完成すること。

2 県産材を10m³以上使用する場合、40万円（定額）を支援します。

上記1の要件を満たし、県産材を10m³以上使用すること。

上記1及び2の要件を満たす場合、以下の支援項目の利用が可能です。

3 県産材を20m³以上使用する場合、8万円（定額）を支援します。

4 県産材を25m³以上使用する場合、5万円（定額）を支援します。

5 県産規格材を使用する場合、最大で10～15万円を支援します。

県産規格材とは、含水率20%以下の県産JAS製材をいいます。

県産規格材使用量1m³あたり1万円を支援します。ただし、県産材の使用量に応じて最大額次のとおり

県産材10m³以上：最大10万円、県産材20m³以上：最大13万円、県産材25m³以上：最大15万円

6 子育て世帯等に該当する場合、10万円（定額）を支援します。

次の①、②のうち1以上を満たす世帯に該当すること。

①申請日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯。

②申請日時点で婚姻後10年以内の世帯。

7 三世代同居等世帯に該当する場合、5万円（定額）を支援します。

子育て世帯等に該当し、かつ新たに三世代同居又は近居する世帯に該当すること。

8 伝統的な建築技能を活用する場合、20万円（定額）を支援します。

在来軸組工法の住宅であって次の①から⑤の伝統技能のうち、2種以上を活用すること。

- ①木材の手刻み加工…全自動加工機等を使用せずに木材を手作業により加工したもの。
- ②外壁下見板張り…県産材を使用して、外壁を40m²以上の下見板張りとしたもの。
- ③左官仕上げ…外壁をモルタル塗り（厚さ20mm以上）下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと、内壁を土塗り壁等としたものを合わせて施工面積40m²以上のもの。
- ④日本瓦葺…主要な屋根部分に国内で生産された和形瓦（JIS規格J型又は同等品）を使用したもの。
- ⑤木製建具…県内に本拠地を置く建具業者が制作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積で10m²以上使用するもの。

住宅を改修される場合 最大（上限）50万円／戸

1 県産材を使用する場合、最大で25万円を支援します。

構造材、下地材で県産材を0.3m³以上使用する場合、1m³あたり2万円。

内・外装の仕上げ材で県産材を見付面積1m²以上使用する場合、1m²あたり4千円。

上記1の要件を満たす場合、以下の支援項目の利用が可能です。

2 子育て世帯等に該当する場合、5万円（定額）を支援します。

次の①、②のうち1以上を満たす世帯に該当すること。

①申請日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯。

②申請日時点で婚姻後10年以内の世帯。

3 三世代同居等世帯に該当する場合、5万円（定額）を支援します。

子育て世帯等に該当し、かつ新たに三世代同居又は近居する世帯に該当すること。

4 伝統的な建築技能を活用する場合、最大で15万円を支援します。

次の①から③の伝統技能のうち、2種以上活用する場合、その施工面積に応じて最大15万円を支援します。

①建築大工技能…内装造作と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7m²以上のもの。
(1平方メートルにつき11千円)

②左官仕上げ…外壁をモルタル塗り（厚さ20mm以上）下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと、内壁を土塗り壁等としたものを合わせて施工面積7m²以上のもの。
(1平方メートルにつき13千円)

③木製建具…県内に本拠地を置く建具業者が制作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付け面積で3m²以上使用するもの。(1平方メートルにつき19千円)

お問い合わせ・申請窓口

鳥取市・岩美郡・八頭郡：東部生活環境事務所建築住宅課 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 TEL 0857-20-3649 FAX 0857-20-2103

倉吉市・東伯郡：中部総合事務所生活環境局建築住宅課 〒682-0802 倉吉市東巣城町2 TEL 0858-23-3235 FAX 0858-23-3266

米子市・境港市・西伯郡・日野郡：西部総合事務所生活環境局建築住宅課 〒683-0054 米子市糺町1丁目160 TEL 0859-31-9753 FAX 0859-31-9654

県庁住まいまちづくり課 [お問い合わせのみ] 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 TEL 0857-26-7408 FAX 0857-26-8113

※とっとり住まいの支援事業の要綱・様式は県庁住まいまちづくり課のホームページからダウンロードできます。（<http://www.pref.tottori.lg.jp/sumai/>）

その他の助成事業

■住宅・建築物の耐震診断・耐震改修助成

昭和56年5月31日以前に建築され一定の要件を満たす住宅・建築物の耐震診断・耐震補強工事を行う場合、費用の一部について市町村の助成を受けることができます。（助成制度を設けていない町がありますので、詳細は住宅・建築物が所在する市町村にご確認下さい。）

また、県産材を使用して耐震改修を含むリフォーム工事を行う場合、上記の「とっとり住まいの支援事業」と併せて、耐震改修工事の助成（県産材に係る費用を除く。）を受けることができます。

申請手続き

交付申請書の提出

着工前（新築の場合は丁張り開始前）に下記申請窓口へ



書類審査



交付決定通知



着工

- ・必要に応じて現場確認を行います。
- ・工期が翌年度に渡る場合、翌年度4月14日までに進捗状況報告書の提出が必要です。



完成



実績報告書の提出

・完成後14日以内に下記申請窓口へ



書類審査

- ・必要に応じて現場確認を行います



補助金額の確定通知

補助金の支払い

年 月 日

鳥取県知事

様

申請者 住所
氏名 印
電話

とっとり住まいの支援事業補助金交付申請書

下記のとおり、補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業等の名称	とっとり住まいの支援事業補助金
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・とっとり住まいの支援事業建設等計画書（様式第5号）・附近見取図、配置図、平面図・確認済証の写し（ただし、建築確認を要しない場合は、工事届の写し及びその他必要書類）・住民票の写し (子育て世帯等又は三世代同居等世帯に該当する場合)・誓約書（別紙3） (子育て世帯等（婚姻後10年以内）又は三世代同居等世帯に該当する場合)

1 算出内訳

助成項目	要件等	補助額										
1 木造住宅（2万円） (右記の要件を全て満たす場合、2万円を助成)	・県内に主たる事務所を有する建設業者によって施工されること ・一戸建木造住宅であること	円										
上記1に該当する住宅が県産材を10m ³ 以上使用し、下記の要件を満たす場合、補助額を加算												
2 県産材活用（県産材使用量10m ³ ～：40万円、20m ³ ～：48万円、25m ³ ～：53万円）	①10m ³ 以上20m ³ 未満使用する場合、40万円を助成 ②20m ³ 以上25m ³ 未満使用する場合、①の40万円に8万円を追加して助成 ③25m ³ 以上使用する場合、②の48万円に5万円を追加して助成	県産材使用量 m3 (うち補助金に相当する数量 m3) ※実使用数量を記載し、(かっこ内)は補助金に相当する数量を記載すること。 ※別紙1（新築）の「県産材使用調書」を添付すること。										
3 県産規格材（1m ³ あたり1万円を助成。ただし、上限額は①～③のとおり）	①県産材を10m ³ 以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、上限10万円 ②県産材を20m ³ 以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、上限13万円 ③県産材を25m ³ 以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、上限15万円	県産規格材使用量 m3 (うち補助金に相当する数量 m3) ※実使用数量を記載し、(かっこ内)は補助金に相当する数量を記載すること。 ※別紙1（新築）の「県産材使用調書」を添付すること。										
4 伝統技能活用（20万円） (右記の要件のうち2つ以上を満たす場合、20万円を助成)	・手刻み加工（有・無）　・下見板張り（有・無） ・左官仕上げ（有・無）　・日本瓦葺き（有・無） ・木製建具（有・無）	円 ※別紙2（新築）の「伝統技能活用調書」を添付すること。										
5 子育て世帯等支援（10万円） (右記の①又は②の要件のうち1つ以上を満たす場合、10万円を助成)	①18歳以下の子を養育する世帯（有・無） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td colspan="3">養育する子の年齢</td></tr><tr><td>歳</td><td>歳</td><td>歳</td></tr><tr><td>歳</td><td>歳</td><td>歳</td></tr></table> ※申請者と養育する子の親子関係、養育する子の年齢が確認できる「住民票の写し」（申請日から3ヶ月以内に市町村から発行されたもの。以下同じ。）を添付すること。 ②婚姻後10年以内の世帯（有・無） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>婚姻届の届出日</td></tr></table> ※婚姻関係にあることが確認できる「住民票の写し」を添付すること。 ※内縁関係にある場合は、「婚姻届の届出日」欄に生計を同一とした日を記入すること。また、内縁関係にあることを証明する書類があれば添付すること。 ※婚姻関係にある場合も内縁関係にある場合も、別紙3「誓約書」を添付すること。	養育する子の年齢			歳	歳	歳	歳	歳	歳	婚姻届の届出日	円
養育する子の年齢												
歳	歳	歳										
歳	歳	歳										
婚姻届の届出日												
6 三世代同居等世帯支援（5万円） (子育て世帯等に該当し、かつ右記の①又は②の要件のいずれかを満たす場合、5万円を助成)	①近居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること ②同居：申請者又はその配偶者の直系親族の世帯と新たに同居すること ※①・②いずれの場合も次に掲げる書類を添付すること。 ・申請者又はその配偶者の直系親族の世帯に関する住民票の写し ・別紙3「誓約書」	円 合 計										

※項目1のみに該当する場合は、別紙1・2の添付は不要。

2 三世代同居等世帯支援について

(1) 申請者の世帯状況等

氏名	生年月日	続柄	備考
		申請者本人	申請者と直系親族との続柄 :

近居・同居前住所 :

(近居の場合…小学校区 :)

近居・同居後住所 :

(近居の場合…小学校区 :)

※近居・同居のうち、該当する方に○をしてください。

(2) 申請者の近居又は同居の対象となる直系親族の世帯状況等

氏名	生年月日	続柄	備考

住所:

(近居の場合…小学校区 :)

3 住宅の内容

所在地					
建設等	延べ面積 m ²		工法		
	階数 階建		屋根葺き工事完了予定時期		年 月 日
工事費					万円
建築確認申請の要否					要 · 不要
工期(予定・実績)					年 月 日 ~ 年 月 日
施工事業者名・所在地					電話 — —

4 他の補助金の活用の有無 (有 · 無)

当該補助金の事業内容	
当該補助金を所管する団体	電話番号 : — —

5 その他

今後、他の補助金を活用する予定がある場合は、その内容を記載	
-------------------------------	--

6 交付決定通知書、額の確定通知書等の県が交付する文書の送付先を指定する場合

申請者氏名

印

県が交付する文書の送付は、下記へ送付してください。

住所(法人にあっては、所在)	
氏名(法人にあっては名称及び代表者)	
担当者氏名・電話番号	

県産材使用調書（予定・実績）

1 県産材使用量算定表

木材使用量 合計※1		m3	
県産材使用量※1		構造材・下地材使用量 (A) (うち補助金に相当する数量※2 m3)	内・外装の仕上げ材使用見付面積 (B) (うち補助金に相当する数量※2 m2)

※注1 木材使用量合計、県産材使用量は、実使用数量を記載すること。

※注2 補助金に相当する数量以上が記載された「鳥取県産材販売管理票」を添付すること。

※注3 構造材・下地材使用量 (A) は小数点第2位以下切捨て。内・外装の仕上げ材 (B) は小数点以下切捨て。

2 県産材の使用明細表（使用部位、樹種別に材積を記入）

使用部位	樹種	県産材の材積		備考
		単位：m3	単位：m2	
構造材・下地材 (m3)				
小 計				
内・外装の仕上げ材 (m2)				
小 計				
その他				
小 計				
合 計				

注1 実使用数量を記載すること

伝統技能活用調書（予定・実績）

対象要件(該当するものに○印)	1 建築大工技能			
	2 左官技能			
	3 建具技能			
建築大工技能 施工面積	施工場所		施工面積	備考（計算式等）
	室内		m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
	計		m ²	
	外壁	東壁面	m ²	
		西壁面	m ²	
		南壁面	m ²	
		北壁面	m ²	
	計		m ²	
	合 計		m ²	
左官技能施工面積	施工場所（室名等）		施工面積	備考（計算式等）
	外壁	東壁面	m ²	
		西壁面	m ²	
		南壁面	m ²	
		北壁面	m ²	
	計		m ²	
	内壁		m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
	計		m ²	
	合 計		m ²	
木製建具	建具名称	数量	見付面積	備考（計算式等）
			m ²	
			m ²	
			m ²	
	合 計		m ²	
建具業者名・所在地				
備 考				

- 1 施工面積の計は小数点以下切捨てとする。
 2 外壁の場合は立面図に、内壁の場合は展開図（展開図を作成していない場合は平面図）に施工場所、施工面積（W×H= m²等）を明記すること

<添付資料>

- ・交付申請時及び変更承認申請時は該当施工場所を図示した立面図等を添付することとし、実績報告時ににおいては、変更の生じた場合のみ同様に添付すること。
- ・左官仕上げを行う場合は、完了後に目視できる場合を除き、実績報告時に塗り厚が判別可能な施工状況写真を添付すること。
- ・木製建具を使用する場合は、交付申請時に建具の種類及び見付面積が確認できる資料を添付することとし（実績報告時においては変更の生じた場合のみ同様に添付）、実績報告時に組立完了時写真（建具の種類ごとに施主名、建具業者名、建具の名称を記載した看板及び製作者写し込み）及び納品書の写しを添付すること。

鳥取県知事様

誓 約 書

とつとり住まいの支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の申請にあたり、下記の事項に偽りがないことを誓約します。

なお、下記の事項が事実と異なることが判明した場合には、本補助金の交付決定が取り消され、本補助金を返還することについて、一切異議を申し立てません。

記

1 子育て世帯等で、婚姻後10年以内の世帯に該当する場合、次のいずれかであること

(1) 婚姻関係にある場合にあっては、申請日時点で、婚姻後10年以内の世帯であること

(2) 内縁関係にある場合にあっては、申請日時点で、生計を同一とした日から10年以内の世帯であること

2 三世代同居等世帯に該当する場合、本補助事業完了後、速やかに次の(1)又は(2)を満たすこと

(1)子育て世帯等に該当し、夫又は妻の直系親族の世帯と同一小学校区内に新たに住宅を構えること（近居）

(2)子育て世帯等に該当し、夫又は妻の直系親族の世帯と新たに同居すること（同居）

※子育て世帯等とは、次のいずれかに該当する世帯のこと

- ・申請日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
- ・申請日時点で婚姻後10年以内の世帯

年 月 日

住 所

夫の氏名

妻の氏名

印

印

上記に偽りがないことを証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(申請者との間柄)

県民からの規制改革提案に係る対応方針案

担当課

業務効率推進課、情報政策課

1 提案の内容

提案事項名	申請関係手続き全般に係る記入見本の添付
提案内容	<p>県民にとって分かりやすく申請ができるよう、とりネットで申請書がダウンロードできるものについては、記入見本も添付していただきたい。</p> <p>【提案に至った理由】 とりネットでダウンロードできる書類も多いが、記入見本がほしいです。 窓口で記入の仕方が違うと指摘され、手戻りとなることもあります。 窓口で対応される職員にとっても、何度も同じ人に来られると無駄な時間にもなると思います。 県民にとって、わかりやすく申請ができるようお願いします。</p>

2 規制の現状

規制の区分	条例・規則・要綱要領等・国の規制・その他(特になし)
規制の名称	一
規制の内容	一

3 対応方針案

方針案区分	対応済み・見直し・現状維持・継続検討・対応不可・その他()
方針案の内容	<p>現在、とりネットホームページ上でダウンロードを可能、また今後可能とする申請書について、記入例が添付されていないものは併せて添付するよう、府内各所属に対し、周知徹底します。</p> <p>併せて、住民サービスの一層の利便性向上を図るため、申請や届出を電子的に受け付ける電子申請サービスも積極的に活用していくこととします。</p>
理由等	(省略)
備考 (見直しに係る今後の予定、その他の参考事項等)	<p>速やかに府内各所属への周知を行うこととします。</p> <p>また、その際には、現在は使用されていない様式や古い様式が掲載されたままになっているものについても、県民サービス向上の観点から、併せて削除又は更新の処理を行うよう、周知を行います。</p>

とりネットHPで公開されている各種様式について

情報政策課、業務効率推進課

○現在、とりネットHP上で各種様式のダウンロードが可能。

>ダウンロード可能な様式は「15分野、1,195事務」。

>記入例まで添付されている様式は少ない。

⇒記入例を添付とともに、申請・届出事務については、原則、電子申請サービスを活用する。

>県民ダウンロード様式集DBに登録すると、とりネットHPにも自動反映（毎日15時）。

※併せて、現在は使用されていない様式や古い様式が掲載されたままになっているものについて
ても、県民サービス向上の観点から、削除又は更新処理を行う。

>電子申請サービスは入力フォームへの入力による手続きとなるが、記入例も表示できるよう要
検討。

【参考：とりネットHP】

The screenshot shows the 'Document Download Collection' page of the Prefectural Network. On the left, there is a sidebar with links like 'Document Download', 'Electronic Application', 'Citizen Services', etc. The main content area lists various categories of documents. A red bracket on the right side groups several categories under the heading '15 categories, 1,195 items'.

15分野、1,195事務が登録済み

The screenshot shows a list of document formats available for download, including PDF, Word, Excel, and other attachments. A red bracket on the right side groups the first few items under the heading 'Filing Example also displayed'.

記入例も掲載されている事務の例

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

職 氏 名 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)自 宅

勤務先

公文書の件名 又は内容			
開示の方法	(1) 閲 覧 (3) 視 聴	(2) 写しの交付(送付の希望の有無 有・無)	
希望する写し の交付の方法	(1) 用紙に複写したものの交付 (2) CD-Rに複写したものの交付 (3) その他の物品()に複写したものの交付 (4) 電子メールによる送信(電子メールアドレス)		
※受付年月日	年 月 日		
※担当課			
備 考			

注 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第1号（第2条関係）

公文書を保有する実施機関名を記載してください

実施機関：鳥取県知事、鳥取県教育委員会、鳥取県人事委員会など

公文書開示請求書

鳥取県知事 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号 〒680-8570

住 所 鳥取市東町1丁目220番地

氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○

担当：○○○○

連絡先（電話番号）○○○○-○○-○○○○

公文書の件名 又は内容	請求の対象となる公文書を特定できるように具体的に記入してください。 例：○○年度○○○○補助金の申請書
開示の方法	(1) 閲 覧 聴 (2) 写しの交付（送付の希望の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無） (3) 視 聽
希望する写し の交付の方法	(1) 用紙に複写したものの交付 (2) CD-Rに複写したものの交付 (3) その他の物品（ ）に複写したものの交付 (4) 電子メールによる送信（電子メールアドレス ）
※受付年月日	年 月 日
※担当課	希望する開示の方法を記入してください。
備考	写しの交付の場合は①送付希望の有無②写しの交付の方法 も記入してください。 ※閲覧、視聴は無料 ※写しの交付は1枚10円（カラーの場合は20円） ※送料（実費）もご負担頂きます

注 ※印の欄には、記入しないでください。

※関覧、視聴は無料

※写しの交付は1枚10円（カラーの場合は20円）

※送料（実費）もご負担頂きます